

平成26年度

事 業 計 画

(平成26年1月1日から12月31日まで)

公益社団法人 競走馬育成協会

平成 26 年度事業実施計画

国の公益法人制度改革に伴い、当協会は平成 25 年 1 月 4 日の登記をもって「公益社団法人競走馬育成協会」として新たにスタートした。新法人では、競走馬の育成調教技術者の確保・養成ならびに育成調教技術の改善向上を通じて強い馬づくりに貢献することを主な目的とし、以下に掲げる各種事業を実施するとともに組織運営に必要な業務を執り行う。またこれら事業を実施するにあたり、その対象者ができるかぎり一般社会人にまで広げることにより公益法人として社会的責任を果たすものとする。

なお、以下の記述において公益目的事業(以下、「公益事業」という)とは不特定多数の利益になる事業であり、「共益事業」とは会員向けの事業のことをいう。また、“競走馬”ではなく“軽種馬”という文言を多く用いている。これは、公益事業は広く社会の人々が受益者になるものであり、競走馬のみならず競技馬や乗用馬などに係る人々も、事業の対象に含まれることを意図している。

1. 軽種馬の育成調教技術の向上に関する普及、啓発及び指導

1) 育成技術講習会の開催(公益事業)

軽種馬の生産、育成、調教に関する知識と技術の向上改善を目的とした講習会を開催する。講習会では競走馬に限らず競技馬や乗用馬の事例を取り上げることも多い。そのため講習会の開催にあたっては、協会ホームページ等を使用し広く一般市民にも参加を呼びかける。

2) 競走馬育成調教技術表彰事業(共益事業)

世界に通用する強い競走馬をつくるためには育成調教技術のさらなる向上が不可欠である。そこで競走馬の育成調教の基盤強化及び意欲増進を図るため、優秀な競走成績を収めた競走馬の育成調教者に褒賞金を与えて表彰するものである。本事業は当協会の正会員を対象とする。

2. 軽種馬の育成調教に関する調査及び研究(公益事業)

軽種馬の育成調教技術の向上改善を図るために牧場等の育成調教の実態、人材、施設、経営等に関する調査及び研究を行う。

3. 軽種馬の育成調教に係る人材の確保・養成に関する支援(担い手育成事業)(公益事業)

1) 担い手事業

軽種馬産業の振興を図ることを目的として、生産育成調教牧場で働くために必要な能力(馬に関する知識と技術の習得)を開発し、向上させるための事業である。

ア 修学奨励金交付事業

イ 生産育成技術者海外派遣研修事業

2) 生産育成調教牧場への就業者参入促進事業

軽種馬の生産育成調教分野で働く人材を確保するため、多くの若者に生産育成調教の現場を紹介することにより就業者の参入を促進する。

- ア 牧場就業促進ウェブサイトの開局・運営
- イ 「牧場で働くフェア」「牧場で働くミニフェア(仮称)」の開催
- ウ 「牧場見学会」の実施
- エ 「夏休み牧場で働く体験会」の実施

4. 軽種馬の育成調教に係る競争力の向上に対する支援(共益事業)

本事業は当協会の会員資格を有する育成調教者を対象とする。

1) セリ市場の振興

若馬育成調教の成果がセリ市場取引に反映されるよう、1歳及び2歳トレーニングセールを後援する。

2) 育成調教施設等の整備に対する助成事業

- ア 軽種馬生産育成強化資金利子補給事業
- イ 畜産環境整備リース事業
- ウ 競馬関連機材等有効活用事業
- エ 畜産リース事業
- オ 馬産地再活性化緊急対策事業

5. 軽種馬の育成調教に係る国際交流(公益事業)

わが国は競馬先進国の一員として世界における競馬の発展に貢献する責務を負っている。とくに、東アジアにおける唯一のパート1国として、シンガポール、韓国、中国等の近隣諸国に対して軽種馬の育成調教技術の指導、普及等、国際交流を推進することにより、各国の軽種馬に係る産業と文化の振興に寄与する。

6. その他協会の目的を達成するために必要な事業(公益事業)

1) 軽種馬の育成調教に関する情報誌の発行

軽種馬の飼養管理及び育成調教技術の普及並びに改善向上に役立つ情報を提供する。また、協会ホームページ等を使用し広く一般市民にも閲覧可能な情報の提供を行う。

7. 協会の運営・拡充強化

- 1) 上記の事業運営について、審議・協議するため、総会、理事会等を開催する。
- 2) 競走馬の育成者(会員)の新規加入を促進し、組織の整備拡充を図る。
- 3) 公益社団法人としての責務を果たすため、広く社会の人々を対象として軽種馬の育成調教に係る知識と技術の普及啓発を図る。